

○大河原町議会政務活動費の交付に関する規則

平成13年12月25日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、大河原町議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25議会規則1・一部改正)

(交付申請)

第2条 条例第4条第1項及び第2項に定める交付申請書の様式は、様式第1号によるものとする。

2 条例第4条第3項に定める変更交付申請書の様式は、様式第2号によるものとする。

(交付決定)

第3条 条例第5条に定める交付決定通知書及び変更交付決定通知書の様式は、様式第3号及び第4号によるものとする。

(交付請求)

第4条 条例第6条第1項に定める交付請求書の様式は、様式第5号によるものとする。

第5条 削除

(平26議会規則1)

(収支報告の提出)

第6条 条例第9条第1項及び第2項に定める収支報告書の様式は、様式第6号によるものとする。

2 議長は、地方自治法第100条第16項の定めにより、前項の様式第6号をホームページで開示する。

3 条例第9条第4項に定める収支報告書の写しの町長への送付の様式は、様式第7号によるものとする。

(平25議会規則1・一部改正)

(証拠書類等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を整理するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(平25議会規則1・一部改正)

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月1日議会規則第1号)

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成26年12月24日議会規則第1号)

この規則は、平成26年12月24日から施行する

附 則(令和4年1月1日議会規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の規定に基づく様式による用紙は、当面の間、この規則による改正後の規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

大河原町長 殿

会 派 名
代表者名

年度政務活動費交付申請書

大河原町議会政務活動費の交付に関する条例第4条第1項(第2項)の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会 派 の 名 称
- 2 会派結成年月日
- 3 代 表 者 名
- 4 経 理 責 任 者 名
- 5 所 属 議 員 数 人 別添名簿のとおり(月 日現在)
- 6 交 付 申 請 額
(内訳 年 月分から 年 月分)

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

大河原町長 殿

会 派 名
代表者名

年度政務活動費変更交付申請書

大河原町議会政務活動費の交付に関する条例第4条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

異動の内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数 (別添名簿添付)			
交 付 申 請 額			

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

会派名
代表者 殿

大河原町長 印

年度政務活動費交付決定通知書

年 月 日交付申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、大河原町議会政務活動費の交付に関する条例第5条の規定により通知します。

記

交付決定額 円
(内訳 年 月分から 年 月分)

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

会派名
代表者 殿

大河原町長 印

年度政務活動費変更交付決定通知書

年 月 日変更交付申請のあった政務活動費の変更交付について下記のとおり決定したので、大河原町議会政務活動費の交付に関する条例第5条の規定により通知します。

記

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 変更後交付決定額 | 円 |
| 2 変更前交付決定額 | 円 |
| 3 差引増減額 増・減 | 円(追加交付額、返還額) |

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

大河原町長 殿

会 派 名
代表者名 印

年度政務活動費交付請求書

大河原町議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を請求します。

記

交付請求額 円
(内訳 年 月分から 年 月分、所属議員数 人)

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

大河原町議会議長

殿

会 派 名

代表者名

年度政務活動費に係る収支報告書について

大河原町議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項(第2項)及び第3項の規定により、別紙のとおり政務活動実績報告書を添えて、年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

- | | |
|--------------|-----|
| 1 政務活動費収支報告書 | 1 部 |
| 2 政務活動実績報告書 | 1 部 |

別紙1

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収 入
政務活動費

円

2 支 出

科 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 広 聴 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計	円	

3 残 額 円

4 備 考 領収書の写し又はそれに代わるものを添付する。

別紙2

年度政務活動実績報告書

会派名

項 目	主 な 実 績	内 容
調 査 研 究		
研 修		
会 議		
資 料 作 成		
資 料 購 入		
広 報 広 聴		

(注) 「主な実績」欄には、事業名とその所要額を全て記載すること。

様式第7号(第6条関係)

年 月 日

大河原町長

殿

大河原町議会議長

印

年度政務活動費収支報告書(写)の送付について

大河原町議会政務活動費の交付に関する条例第9条第4項の規定により、別紙 年
度政務活動費収支報告書の写しを送付します。

様式第 1 号(第 2 条関係)

(平25議会規則 1・令 4 議会規則 1・一部改正)

様式第 2 号(第 2 条関係)

(平25議会規則 1・令 4 議会規則 1・一部改正)

様式第 3 号(第 3 条関係)

(平25議会規則 1・令 4 議会規則 1・一部改正)

様式第 4 号(第 3 条関係)

(平25議会規則 1・令 4 議会規則 1・一部改正)

様式第 5 号(第 4 条関係)

(平25議会規則 1・令 4 議会規則 1・一部改正)

様式第 6 号(第 6 条関係)

(平25議会規則 1・令 4 議会規則 1・一部改正)

様式第 7 号(第 6 条関係)

(平25議会規則 1・令 4 議会規則 1・一部改正)